

## 栗原中学校不祥事防止委員会設置要綱

### (設置)

第1条 この要項は、尾道市立栗原中学校校務運営規程第2章第11条の規定に基づき、不祥事防止委員会の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 委員会は、教職員の規範意識の高揚、学校組織として不祥事の根絶に向けた風土、文化の確立を通して、不祥事の根絶に取り組むことを目的とする。

### (委員会の構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 学校経営会議の組織を活用し、委員長は校長を、副委員長は教頭をもって充てる。
- 3 委員は、主幹教諭、主任等をもって充てる。
- 4 司会は主幹教諭が行い、記録は委員長が指名する。
- 5 女性教職員が1名以上所属するものとする。

### (業務内容)

第4条 委員会は、不祥事に係る次の業務を遂行する。

- (1) 不祥事防止に係る年間研修計画の作成
- (2) 研修プログラムの企画・実施
- (3) 「体罰・セクハラ相談窓口」との連携
- (4) 生徒の状況把握のためのアンケートの企画・実施
- (5) 教職員相互による不祥事防止チェック
- (6) 不祥事防止運動などの実施
- (7) PTA との意見交換

2 委員会は、毎月1回開催するものとする。

### (委員長)

第5条 委員長は、会務を主宰する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は、必要の都度委員長が召集し、その議長となる。

### (その他教職員の出席)

第7条 委員会において必要があると認めるときは、その他の教職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、教頭において処理する。

### (その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、校長が定める。

### 附則

この要項は、平成22年1月7日から施行する。